

# 草

## 居宅支援事業所

# 草まくら

「草まくら」は、清少納言の書いた「枕草子」より、清少納言のような観察力と機知に富んだケアマネジャーでありたいとの思いを込めて名付けました。

草まくらは、株式会社ジェネラスが運営する居宅介護支援事業所です。快適な在宅生活を送れるよう、ケアマネジャー(介護支援専門員)がケアプラン(介護サービス計画)を作成し、介護保険に関する様々なご相談・ご利用のお手伝いをいたします。【提供地域：名古屋市】

また、訪問看護ステーション(訪問看護・訪問リハビリ：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)や看護小規模多機能型居宅介護、サービス付き高齢者住宅を併設しており、名古屋市内に通所介護・ショートステイ・住宅型有料老人ホームもございますので、ご依頼あれば紹介も承ります。



草まくら  
ケアマネジャーの  
特徴・安心

- ① 併設に訪問看護ステーションがあるので医療に強い！
- ② 主担当者と主任ケアマネジャーの2名体制で支援！
- ③ 急な退院等の対応も可能！

### サービス開始までの流れ

STEP  
01



#### 要介護認定の申請

区役所・各支所で申請手続きをします(弊社で申請代行も行っていきます)

STEP  
02



#### お問い合わせ

地域包括支援センターや草まくらに連絡し、居住地を担当している居宅介護支援事業所を教えてください

STEP  
03



#### ケアマネジャーの選定

ケアプランの内容や人柄を吟味してケアマネジャーを選定し、居宅介護支援サービスの利用を開始します

STEP  
04



#### サービス利用開始

サービス事業所との連絡調整、定期訪問を通じてケアプランの見直し変更等も行います

お問い合わせ

【受付時間】 平日9:00～18:00 / 定休日：土・日・祝、12/30～1/4

☎ 052-212-9371

FAX

052-212-9372

居宅支援事業所 草まくら

〒460-0012

名古屋市中区千代田2丁目8番7号 モテット鶴舞公園 2階



こころと、向きあう日々。

GENEROUS

ジェネラス



運営会社：株式会社ジェネラス (名古屋市中区千代田二丁目16番28号 グラシア2号館4階)

## Q 介護保険サービスを受ける条件とはなんですか？

65歳以上は無条件で申請可能です。  
40歳以上65歳未満は特定疾患（ガン・リウマチ・パーキンソンなど）の方のみ申請可能です。  
ご自身が、日常的に介護が必要になってしまったり、介護が必要な家族を抱える人々というのは肉体的にも精神的にも大きな負担を背負っています。  
そんな人々の負担を軽減するために導入されたのが「介護保険制度」です。

## Q ケアマネジャー(介護支援専門員)とはなんですか？

介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人から相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者です。  
略称、ケアマネジャーは保健師・看護師・理学療法士・社会福祉士・介護福祉士などの資格保持者や、保健・医療・福祉関連の現場で一定期間の実地経験を受け、試験に合格した介護保険の専門家です。  
利用者の心身の状態や家族などの状況を把握してケアプラン（介護サービス計画）を作成したり、市町村主治医・事業者と利用者との間に立って必要な連絡調整を中立・公正な立場でプランニングしたりする、まさに介護保険の要といえる存在です。また、介護保険申請など区役所への代行手続きも行います。

## Q ケアプラン(介護サービス計画)とはなんですか？

介護サービスを受ける要介護者が、介護サービスを適切に利用できるように、サービスの種類・内容などを定めた計画のことです。  
手続きは、要介護認定等を受けたら、まずケアプランを作成する専門の事業者である居宅介護支援事業所を選んでケアプランの作成を依頼します。次に、その事業所に所属するケアマネジャーが家庭を訪問し、利用者や家族との相談の上、利用者の心身や家族などの状況を勘案しどういったサービスをどれくらい利用するか意向を確認しながら決めていきます。  
例えば、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）や短期入所生活介護（ショートスティ）などの利用回数、実際に利用できる施設や事業者などが盛り込まれている計画書のことです。

## Q ケアプラン(介護サービス計画)を作成してもらう時にも費用がかかるのですか？

ケアプラン(介護サービス計画)の作成費用については、全額介護保険から給付されるため、利用者負担はありません。

## Q 要介護・要支援の申請をする時に必要なものはなんですか？

介護保険被保険者証を持参してお住まいの区の区役所介護福祉課へ要介護認定等の申請をしてください。  
なお、第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方は、現在加入している健康保険証をご持参ください。  
ケアマネジャー等が代行できるようになっていきますので必要時にご相談ください。

## Q 要介護2の認定がされていますが、病気をしてからほとんど寝たきりのようになってしまいました。介護度の認定をやり直してもらうことはできますか？

要介護認定等は、認定期間内であっても心身の状態が変わった場合、区分変更の申請をして再度認定を行なうことができます。要介護者等についてケアマネジャーが毎月訪問・利用者の状況を把握し、現状のサービスが適切であるか等、区分変更の必要性を検討し手続きの代行をします。区分変更をすることで要介護度が上がると(例えば介護2→3)利用できるサービスの内容を広げることが可能となってきます。